

中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	大学院法務研究科	身分	教授
氏名	小林 学		
NAME	Manabu KOBAYASHI		

1. 研究課題

（和文）民事司法アクセスの指標に基づく民事紛争解決手続イノベーションの国内外動向リサーチー司法政策学（制度論）および民事手続法学（法解釈論）の基礎データを求めてー

（英文）Research on Domestic and International Trends in Civil Dispute Resolution Innovation Based on Indicators of Access to Civil Justice: In Search of Basic Data for Judicial Policy Studies (Institutional Theory) and Civil Procedural Law (Jurisprudence)

2. 研究期間

2年間（2019-2020年度）

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

本研究課題の研究領域は、①テクノロジーによる司法アクセス向上、②集合訴訟 (collective action)、そして、③ADRに分けられる。

①テクノロジーによる司法アクセス向上については、リーガルテック、ODR、さらに民事裁判のIT化を3本柱として、国内外の文献収集やオンライン上での情報収集を継続し、一定の成果を公表した。この領域については、日本比較法研究所の共同研究グループ「紛争解決における『テクノロジーと法』に関する研究 (Technology and Law in Dispute Resolution)」(2021年度開始)において研究を継続する予定である。

②集合訴訟については、アメリカのクラスアクション (class action) や広域係属訴訟 (multi-district litigation) を中心にカナダのクラスアクション、ヨーロッパの集合的救済 (collective redress) などについて国内外の文献収集やオンライン上での情報収集を進め、一定の成果を公表した。

③ADRについては、2019年はアメリカやカナダにおける調停 (mediation) や仲裁 (arbitration) を中心に眺めていたが、2020年には、Covid-19の影響を受けたADR実務についてのリサーチを実施した。この分野についても、国内外の文献収集やオンライン上での情報収集を進め、一定の成果を公表した。

（英文）

The area of this research project consists of 1) improving access to justice through technology, 2) collective action, and 3) Alternative Dispute Resolution (ADR). This extensive research was conducted by studying domestic/international literatures and online resources.